

平成24年度第3回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成24年12月21日（金曜日）

午前10時30分から午前11時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成24年度第3回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成24年12月21日（金）午前10時30分から午前11時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：林山泰久 委員 橋本潤子 委員 伊藤恵子 委員 河野達仁 委員
千葉克己 委員 山本信次 委員

欠席委員：小野寺敏一 委員 風間 聡 委員 宮原育子 委員 両角和夫 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は林山部会長を始め、5名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、風間委員、宮原委員、両角委員につきましては所用のため欠席、小野寺委員につきましても急遽欠席との御連絡をいただいております。また、伊藤委員につきましては少し遅れて出席するとの御連絡をいただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。まず次第、裏面が出席者名簿となっております。次に資料の1、諮問の写しです。次に資料2、平成24年度公共事業評価部会開催日程をお配りしております。不足している資料等ございませんでしょうか。

それでは会議に入りますが、御発言の際には恐れ入りますが、正面にあるマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください、あわせてお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、林山部会長にお願いしたいと思います。林山部会長、よろしくお願いいたします。

林山部会長 おはようございます。よろしくお願いいたします。本日は午後から現地調査も予定されておりました、先にタイムスケジュールをお話ししておきたいと思っております。詳細は後ほど事務局から説明があるかと思いますが、14時から現地調査ということで、12時30分に正面玄関集合となっております。昼食も取らなくてはならないので、審議終了時間は11時30分を目途に進めたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それではこれより議事に入ります。まず、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は河野委員、千葉委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

次に、会議の公開についてですが、当委員会運営規程第5条に基づきまして、当会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、

録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、議事次第を御覧いただきまして、議事（１）平成 24 年度公共事業再評価についてでございます。今回の審議対象事業であります石巻港港湾環境整備事業については、11 月 21 日付けで知事から行政評価委員会委員長に諮問がなされております。資料 1 として写しを添付しております。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例及び運営規程によりまして、本部会で調査、審議を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成 24 年度公共事業再評価について、事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監

それでは、平成 24 年度公共事業再評価につきまして、御説明いたします。はじめに資料 1 を御覧ください。ただいま林山部会長から御説明がありましたように、11 月 21 日付けで、知事から行政評価委員会委員長あてに諮問されておりますので、御審議につきましてよろしくお願いいたします。

2 枚めくっていただきまして、要旨の 1 ページを御覧ください。2（２）公共事業再評価の対象を御覧ください。今回の石巻港港湾環境整備事業につきましては、③の「再評価実施年度の翌年度から起算して 5 年度以内に完了が見込まれない事業」及び東日本大震災の発生に伴い、事業計画に変更が生じたことから、⑤の「社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業」として、再評価を実施するものでございます。

再評価調書の詳細につきましては、この後、事業担当課から御説明いたしますが、その内容につきまして部会で御審議いただきまして、その結果を適切に反映させた上で、最終的に評価書を作成しまして、公表したいと考えております。

なお、県民意見の聴取につきましては、再評価調書を諮問日に公表しまして、県のホームページや県政情報センター、仙台を除きます各地方振興事務所、地域事務所内にある県政情報コーナー、議会図書室で閲覧ができるようにしまして、昨日までの 30 日間、募集を行いました。昨日までに 2 件の御意見をいただいておりますが、郵便による場合は昨日の消印を有効としておりますので、まだ確定していないことから、次回第 4 回部会で報告をさせていただきたいと思っております。

次に、資料 2 を御覧ください。本年度の部会の開催日程でございます。石巻港港湾環境整備事業につきましては、本日の部会と 1 月 18 日に開催予定の第 4 回部会におきまして、審議及び現地調査を行っていただき、部会意見の取りまとめをお願いしたいと考えております。

資料 2 の裏面を御覧ください。本日の部会のスケジュールでございます。林山部会長からもお話がありましたが、午前はこの会議室において審議を行っていただきまして、午後からは現地調査を予定しております。12 時 30 分に県庁からジャンボタクシーで移動しまして、最初に、石巻市の日和山公園で市街地の状況を御確認いただき、その後石巻港港湾環境整備事業の施工地であります仙台塩釜港石巻港区において、現地の状況を視察いただきたいと思います。県庁到着は午後 4 時 30 分頃を予定しておりますので、本日の部会是一日かかりとなりますが、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

林山部会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらお伺いします。よろしいでしょうか。それでは、石巻港港湾環境整備事業の審議については資料2のとおり進めることといたします。また、本日午後の現地調査についてもよろしくお願いたします。

次に議事の(2)、石巻港港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸)の審議に進みます。なお、本日の審議で未回答事項などがなく、委員の了解が得られた場合は継続妥当といった部会意見のおおまかな方向をまとめたいと考えております。また、本日の意見を踏まえまして、1月18日に予定されております第4回部会で最終的に決定する予定でございますので、御協力をお願いします。

それでは、再評価調書の説明をお願いします。

港 湾 課 港湾課の技術総括をしております三浦と申します。本日はよろしくお願いたします。

お手元の資料1、平成24年度公共事業再評価調書を御覧ください。今回の再評価対象事業は、石巻港港湾環境整備事業でありまして、廃棄物埋立護岸を整備する事業でございます。石巻港につきましては、本年10月に仙台塩釜港、石巻港、松島港の3港を統合一体化しまして、現在は仙台塩釜港石巻港区となっておりますことを御承知おきいただければと思います。

公共事業再評価についてですが、本県では、震災により復旧を重点的に行っていく必要があることから、当分の間休止とされており、国から実施の要請があった場合などには実施するものとされているところでございます。港湾環境整備事業につきましても、復旧に寄与する補助事業であり、今回、国土交通省港湾局から、規定どおり実施すべきとの見解が示されましたことから、審議をお願いすることになったものでございます。

再評価の対象としております廃棄物埋立護岸の位置ですが、再評価調書の8ページを御覧ください。石巻港区の廃棄物埋立護岸は、A地区におきまして浚渫土砂の受け入れを目的として平成9年度から事業を実施しておりますが、公共事業の削減等の影響により、受け入れ土量が減少したことなどから、A地区につきましては平成14年度以降、事業を休止しておりました。今回、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物等について、リサイクル処理を行い、港湾の埋立基準を満たす再生利用材の処分先として、A地区の東側に、短期間で工事が完了し早期の受け入れが可能となるB地区を新たに追加し、平成23年度から事業を再開しております。B地区につきましては、今年度に施設が完成し、来年度から災害廃棄物等の受け入れを始め、来年度中に埋め立てが完了する予定としております。A地区につきましても、今後、港内の航路や泊地の浚渫土砂を受け入れるため、平成33年度に施設が完成する予定としております。

それでは、再評価調書の内容につきまして御説明申し上げます。1ページを御覧ください。事業の概要についてですが、事業の目的としましては、航路や泊地の浚渫土砂の受け入れ、また、東日本大震災で発生した災害廃棄物等の受け入れのための施設整備を行うものでございます。事業内容としましては、今回の再々評価時におきまして、A地区が護岸延長978mで受入容量92万立方メートル、B地区が護岸延長459mで受入容量80万立方メートルでございます。事業内容の変更状況についてですが、A地区につきましては変更ございません。B地区につき

ましては、今回新たに追加したものでございます。事業費につきましては、A地区、B地区合わせまして、74億8千万円となっており、負担割合は、国が28%、県が72%となっております。事業費の変更状況につきましては、B地区を追加したことにより、16億8千万円ほど増加したものでございます。2ページを御覧ください。事業費増減対照表としまして、ただいま説明させていただきました事業費の内訳を記載しております。次に事業期間としましては、先ほど御説明させていただきましたが、平成9年度から平成33年度までとしております。進捗率は現在57.4%となっております。3ページを御覧ください。事業の進捗状況についてですが、冒頭に述べさせていただきましたが、A地区は、B地区の東側で行っていた、雲雀野地区の用地造成工事完成後の浚渫土砂を受け入れるために事業着手したのですが、公共事業の削減等の影響で、受け入れ土量が減少したことなどにより、用地造成工事の完成時期が延期された影響により、平成14年度以降、事業を休止しております。その後、東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処分先を確保する必要が生じたことから、比較的短期間で工事が完了し、早期受入が可能なB地区を先行して整備することとしたものでございます。今後の進捗見込みにつきましては、B地区は、廃棄物処理の完了期間である来年度内に埋立が完了する予定でございます。A地区につきましては、大水深岸壁の整備に伴う港内の航路や泊地の浚渫土砂の受け入れを行い、平成35年度に埋立を完了する予定としております。

次に、事業の必要性でございますが、上位計画としましては、宮城県社会資本再生・復興計画及び石巻港港湾計画としております。社会経済情勢につきましては、石巻港区は、船舶の大型化に伴う輸送コストの縮減を図るための国際バルク戦略港湾に位置付けられております釧路港及び鹿島港の連携港となっており、ポストパナマックス船のセカンドポートとしての役割を担うため、平成32年までに雲雀野地区に-14m岸壁を整備することとしておりまして、航路や泊地を深くするための浚渫土砂の受け入れ地が必要となっております。また、東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処分先の確保が必要となっているところでございます。地元情勢、地元の意見としましては、地元企業、地元経済界、そして地元自治体からも港湾施設の早期整備が要請されているところでございます。

4ページを御覧ください。事業の有効性についてですが、効果の発現状況としましては、A地区につきましては、東側に隣接する-10m岸壁のふ頭用地の護岸と合併施行しておりまして、一部につきましては護岸として機能を発現している状況でございます。また、本県におきましては、漁業への影響から、浚渫土砂の海上投棄を見合わせていることから、受入施設の確保により浚渫工事を円滑に実施することが可能となります。さらに、埋立完了後には新たな用地が取得できることであります。想定される事業効果としましては、埋立完了後に新たに取得した用地について、A地区は防災機能を有するシンボル緑地として、また、B地区は今後整備する予定としている耐震強化岸壁と一体的に機能するふ頭用地として活用されるものでございます。

事業の効率性でございますが、当事業以外の代替案としましては、A地区については、雲雀野地区に整備する-14m岸壁の整備に伴い行われる、航路や泊地の浚渫により発生する土砂を処分するにあたり、本県では漁業への影響から海洋投棄を見合わせておりますことから、海洋を埋め立てる工事の埋立材として利用す

ることなどにより処分することが望ましいと考えておりますが、本県の港湾や漁港におきましては、大規模に埋立利用する工事が無い状況でございます。海洋の埋立工事が無い場合には、陸上工事の盛土材として利用を図る場合との比較検討となりますが、当該廃棄物埋立護岸を整備し、浚渫土砂を埋立材として処分する方が、輸送コストの面で有利な状況でございます。また、B地区についてですが、県が石巻ブロックの石巻市、東松島市、女川町の2市1町から受託している災害廃棄物処理業務において、災害廃棄物等を処理した再生利用材の利用にあたり、当該廃棄物埋立護岸が整備されない場合には、陸上工事の盛土材として利用を図ることになります。しかし、埋め立てする再生利用材は港湾における埋立土砂の受入基準を充たすものでありますが、再生利用材のうち、特に焼却灰の造粒固化材につきましては、基準値内ではございますが放射能の問題があり、陸上工事での利用が難しい状況でございます。B地区の代替案につきましては、2市1町から災害廃棄物処理を受託している県の立場での議論となりますが、放射能の影響が懸念される再生利用材については、住民生活に影響がない当該廃棄物埋立護岸で処理することが有効であり、さらに、陸上工事での利用と比較しても輸送コストの面で有利な状況でございます。また、A地区、B地区のいずれにおきましても、当該廃棄物埋立護岸の埋立完了後には、それぞれ約10ヘクタールの資産価値のある土地が得られることとなります。A地区につきましては、通常は港湾労働者等が休息できるシンボル緑地として、また、震災時は、B地区前面に整備される予定の耐震強化岸壁と一体的に、物資仮置場として機能するものと考えております。B地区におきましては、前面に整備予定の-12m耐震強化岸壁と一体的に機能するふ頭用地として、通常時は増加するバルク貨物に対応し、また、震災時は緊急物資輸送に対応する荷さばき地として機能するものと考えております。以上のことから、A地区、B地区とも、当該廃棄物埋立護岸において埋立処分することが最も有利であると考えております。コスト縮減計画につきましては、今後実施する際に対応することとしております。5ページをお開きください。費用対効果についてですが、国土交通省制定の港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルに基づいて算定しております。費用項目としましては、建設費と維持管理費であり、現在価値化した費用として約84億円と算定しております。便益項目としましては、廃棄物埋立護岸を整備した場合と廃棄物埋立護岸を整備せずに陸上工事に利用する場合との差として算定される輸送便益と、埋立完了後に取得される用地の残存価値の合計額を現在価値化した費用として約109億円と算定しております。これらによりまして、費用便益比は1.31となっております。また、残事業の費用便益比は4.59となっております。具体的な算定過程につきましては、参考資料としまして13ページと14ページに添付しております。

環境への影響と対策につきましては、工事の施工に当たっては海面養殖に影響のないよう漁協と調整しながら行ってまいります。

6ページを御覧ください。再評価部会意見への対応状況でございますが、前回の再評価におきまして、A地区の前面に計画されておりました-12m岸壁との事業調整によりコスト縮減に努めるようにとの御意見をいただいております。この意見に対しましては、本年度予定しております港湾計画の改訂によりまして、A地区前面の-12m岸壁の計画、8ページの位置図においてA地区の前に点線表示されております部分を削除する予定としております。埋立地の締切護岸としまし

て、廃棄物埋立護岸の施工が必要な状況でございます。

総合評価につきましては、当該事業は東日本大震災の災害廃棄物等の処理を強力に推進する必要がありますことから、事業継続とさせていただきます。7ページ以降につきましては、スケジュール等を添付しております。再評価調書の説明につきましては以上でございますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

林山部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明、再評価調書の内容について御質問、御意見をお願いいたします。

橋本副部会長 A地区、B地区と2カ所ありまして、それぞれ関連した類似の工事であることは分かりますが、A地区だけを切り離して再評価を行うことは考えられなかったのでしょうか。B地区は新規の事業と思われませんが、説明をお願いします。

港 湾 課 東日本大震災の発生に伴い、震災廃棄物等を早急に埋め立てる場所が必要となり、B地区を今回追加いたしました。廃棄物処理護岸あるいは港湾環境整備事業としまして、一連の工事の中にあることから、今回は追加という形で御提案しております。A地区単独では平成18年に再評価を行っており、今回は新規扱いということではなく、港湾環境整備事業の箇所を追加という形で、再評価も行うこととしております。

山 本 委 員 前回再評価時にも委員だったので、この事業は記憶しています。震災廃棄物処理は早く進めなければいけないので基本的に賛成なのですが、2点ほど教えていただきたいと思います。放射性物質の問題は基準内ということで結構だと思うのですが、それ以外の化学物質、例えば重金属、アスベストといったものを埋め立てに使う場合の検査、チェックはどのように行われるのかということと、放射性物質を埋め立てる際には、土壌やコンクリートの遮蔽効果で放射線量はかなり減ると思うので、どの程度上に土を盛ったり、コンクリートで固めたりするのか教えていただければと思います。

港 湾 課 一つ目の土砂の埋め立てにつきまして、今回受け入れるものとしましては、海洋埋立ができるものとしております。放射能が1kg当たり100Bq以上のものにつきましては、廃棄物処理の中で最終処分することとなります。今回、埋め立てに利用するのは、普通の震災がれき、木屑、プラスチック等を燃やした際に発生する焼却灰を、造粒固化ということでセメントと混ぜ合わせて、リサイクル材としたものです。本来陸上工事への利用でも構わないのですが、風評被害ということもあり、住民の生活エリアにこういった物を持って行きたくないということで、今回海面処分を行うものです。実際、100Bq以下になってございます。埋め立て後、普通の土砂あるいは舗装をかけてキャップするものがございます。管理型といったものではなく、通常の埋立地としての基準を満たすものとしております。工事の内容につきましても同様に、通常の埋立材としての基準の中で、とにかく早急に処理できるよう工法を決定しているところです。

林山部会長　一つよろしいですか。結論から申し上げてA地区、B地区とも、極めて早期に実現化した方が良くと個人的に思っています。そこで、あえてお聞きしますが、もし震災が無かったら、A地区は再開するのでしょうか。また、B地区のアイデアはどうなっていたのですか。

港 湾 課　震災が無ければ、まずA地区につきましては通常の廃棄物埋立というよりも、浚渫土砂を埋立するために必要なエリアとなります。8ページの位置図を御覧いただきまして、B地区の南側、赤く塗られた部分ですが、港湾計画上、岸壁が計画されております。この岸壁は-12m岸壁となっております。整備する際には、水色ハッチで示す航路の浚渫土砂を処分するエリアとして必要となります。B地区は本来であれば埠頭エリアとして、社会的需要に合わせて整備していく予定で、やはり浚渫土砂で埋立が必要となったエリアです。

林山部会長　震災が無い場合でも、B地区は埋め立てる必要性はあるかもしれないが、早急に行く必要はなく、また、もう少し軽微なもので済むかもしれないということですよ。先ほどの橋本委員の質問にもあったように、なぜ、AとBで別々に評価しないのかという疑問は当然出てくると思います。震災があった状況を考えた時に、AはAで再評価を行い、Bは新規事業として行うべきであって、特に震災の発生によって必要性が高まったのだから、この国と県の事業費負担割合が28%と72%というのはおかしくて、Bは全て復興事業として予算措置してもらい、Aは形を変えても県と国の72%と28%は我慢するということを考えるべきではないでしょうか。事業自体は賛成ですが、資金、お金の出所という意味で、極めて調書の記載が不親切という気がしますがいかがですか。

港 湾 課　ただいま部会長がおっしゃったように、B地区は震災により緊急に整備が必要となったもので、この港湾環境整備事業につきましては、復興事業という位置付けで、事業名は同じですが復興予算により実施しております。今回B地区を設置するに当たり、平成23年度、平成24年度の県負担分につきましては、特別交付税措置がなされております。復興枠の中で、県費を持ち出しても交付税で措置されるもので、県負担は実質ゼロとなっております。

林山部会長　それをこの調書で一般の方が理解、読み取ることができますか。時系列で事業費と費用負担を比較できる表で、A地区とB地区を分けて記載すれば、とてもはっきりとすると思うのですがいかがでしょうか。そういった意見も含めて他の委員の方からどうぞ。

河 野 委 員　私もA地区とB地区は分けた方が良くと思います。それとは別に、5ページの便益の計算方法について質問です。今回の計算は代替地を設定し、その他に比較して、ここに埋立土砂を持ってくると費用が安く済むという便益を計算しています。しかし、これは今回の港湾事業自身のいわゆるプロジェクト評価にはなっていないと思います。この方法は港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルに書いてある方法なのですか。

港湾課 今回の費用対効果分析に際しまして、輸送便益と国土保全便益を計上しております。廃棄物あるいは浚渫土砂の処分コストの縮減額ということで、震災廃棄物を実際に分別、焼却処分しているのは、先ほどの8ページの地図を見ていただきますと、A地区とB地区の後ろ側、黄色く塗った場所で行っています。今回のように間近で埋立処分ができなければ遠くに持って行くことになり、これが輸送便益となります。また、埋め立て後に港湾としてのメリットということで、新たな土地の造成、資産の創出という便益を計上しております。

林山部会長 新たな土地が創出されるのは分かるのですが、浚渫した土砂を他に持って行く場合、その場所はどこを想定しているのですか。

港湾課 今回の算定では、石巻ブロックの中で処分可能と想定される半径15kmの一円を想定しています。

河野委員 マニュアルの方法論だけなのですが、代替地を設定して、そこからの輸送費用を削減するという方法はプロジェクト自身の便益ではありません。勝手に代替地を想定しただけですよね。代替地が遠ければ便益は大きくなります。代替地の設定に依るようなプロジェクト評価というのは普通では無いのですが、こういうことはマニュアルに書いてあるのですか。

港湾課 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルには、輸送便益については、仮にどこかに設定した場合と、実際に受け入れる場所で比較すると記載されています。

河野委員 マニュアルに書いてあるのですか。分かりました。どういう計算方法が良いかということをお話しておきますと、廃棄物などが処理、ストックされていた場所からそれらを取り除けば、その土地が利用でき、その土地の便益が一つです。そこから取り除いた時の輸送費用は費用とします。また、持って行って埋め立てすることにより土地ができます。この2つが便益で輸送費用が費用となり、本来はそれだけの計算をすれば良くて、代替地を設定してわざわざ計算する必要はまったくありません。今回は土砂なり廃棄物が除かれると、まず間違いなく相当の便益が発生するでしょうから、費用便益分析自体は何の問題も無いと思いますが、その方法自体があまりよろしくないと思います。

林山部会長 候補地を選んで良いということを手面から単純に考えると、石巻の15kmではなく、ブラジルに持って行く想定したらとんでもない便益になるという極端なことを指摘していて、それは便益として考えてはだめですよ。これは、調書を記載した県の職員の方に言っているのではなくて、暗に霞ヶ関の方に向かって言っていることだと思います。

今回は石巻市の15km以内ということで、割と現実的な範囲で選ばれているという意味では、あえて再計算まで行う必要はありませんが、これを持って霞ヶ関に行かれる時には、こういう批判もあったと、可能であればお伝えいただければと思います。実はこういう問題もはらんでいるということをお理解いただければと思います。ほかいかがでしょうか。

林山部会長　もう一つよろしいでしょうか。先ほど山本委員も質問されたのですが、調書5ページが一番下に、漁協と調整を行っているとの記載がありますが、もし反対されればストップしてしまうわけで、実際どの段階まで調整は進んでいるのでしょうか。

港 湾 課　港湾計画の中でB地区を位置付けるに当たりまして、港湾計画の変更を行っています。この海域を使用している全ての漁協、利用者に対しまして、計画の変更及び廃棄物の受け入れについて昨年11月に説明し、了解は得ております。

林山部会長　それでは、この審議が終われば埋め立てに入れるということですね。

港 湾 課　漁協の方には廃棄物処理についても、必要性など御理解をいただいております。

林山部会長　緊急性がある事業なので、調整に時間を取られると大変だと思ひまして。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

山 本 委 員　これまでパブリックコメントはあまり出てこなかったのですが、今回は2件寄せられているとのことで、その内容について教えていただければと思います。

企画・評価専門監　現時点で2件の意見をいただいております、一つは「震災廃棄物が復旧・復興の足かせとなっており、この震災ゴミを処理しないと前には進めない。この護岸工事を早急に実施していただきたい。」というもので、事業に対し肯定的な意見でございます。もう一つは「震災がれきの処理を急がなければならない。この事業では、B地区の護岸を整備することのだが、受入量としては十分なのか。処理しきれないのであれば、A地区でも護岸を整備し、受け入れを行ってはどうか。」という御意見でございます。

山 本 委 員　ほかにも提出があるのかもしれませんが、パブリックコメントも肯定的で、ステイクホルダーの意見も早く実施して欲しいということであれば、問題は無いと思います。

林山部会長　事務局、または事業担当課の方、先ほどのA地区、B地区を分けて作成するということに対しては、どういう回答、お考えがございますか。

企画・評価専門監　前回のダム事業の審議においてもお話し上げておりましたが、評価対象としますのは、事業としての採択単位という考え方がございまして、今回の事業も採択単位としては同じなので、評価は合わせて実施しております。

林山部会長　よろしいですか。何となく納得いかないような気もしますが。

千 葉 委 員　分けることで事業制度上問題は生じないのでしょうか。私はA地区とB地区は一体で良いと思っているのですが。

港湾課 実際、今回は廃棄物埋立護岸として、一つの括りの中での事業として採択いただいております。この事業は、100万立方メートルを境に補助率が異なっており、100万立方メートルを超えるか超えないかが事業としての規模の基準で、A地区の処分量を90万立方メートル、B地区の処分量を80万立方メートルとしておりますが、今回合わせますと170万立方メートル程のボリュームになって、100万立方メートル以上の大規模埋立地となります。これにより補助率が少し高くなるということでございまして、事業制度上、補助率の面からも一本化という形で御提案させていただいております。

林山部会長 県として有利な補助率を活かすために一本化で良いとして、調書でAとBを分けて、Bについては復興費が入っていることが分かるようにすることは可能ですか。

山本委員 例えば1ページの費用負担内訳について、B地区増加分に注釈を付けて、復興費を明記するとか、2ページの事業費増減対照表の16.8億円の増、施設の追加のところにも交付税措置がされますといったことを書いてもらえば分かることで、評価としては一本で構わないのですが、内訳として、Bが震災復興事業できちんと手当されていることが分かるように修正していただければ良いと思います。

港湾課 分かりました。

企画・評価専門監 結構でございます。

橋本副部会長 費用対効果についてもA、B、全体と並べて記載することは難しいでしょうか。計算に手間がかかるということがあるのでしょうか。AとBの関連を把握するのに時間がかかったものですから、分かりやすくなるかと思ひまして。

林山部会長 いかがですか、計算の手間といったことについて。評価自体が一本だとすると、この一本化した費用対効果で出さざるを得ないと思うのですが。

港湾課 全体での評価ということで、費用対効果が1.31となっております。例えばA地区につきましては、前回評価いただきました1.13に変わりはないのですが、B地区単独での費用対効果を算出してみますと1.66程度となり、全体としてB地区が引き上げています。

林山部会長 それを分けて記載することがどういうことを意味するかというと、別々の事業のように見えてしまうという弊害もあると。山本委員が御提案されたように、事業費負担については、脚注などで復興事業費が入っていることが分かるように修正していただいて、費用対効果については、分けたものは既に計算もされているようですので、本体ではなく付録として添付することは可能ですか。

企画・評価専門監 事業担当課で可能であれば、事務局としては構いません。

林山部会長　それでは、前向きに検討していただければと思います。ほかいかがですか。

河野委員　放射能について、何を基準にクリアーしているのでしょうか。また、埋め立て後の評価なども行うのでしょうか。

港湾課　放射能含有量として、1 kg 当たり 100Bq 以下が基準値となります。実際、この石巻港区の焼却灰の造粒固化材は 30Bq 程度の値となっており、自然界の数値とほとんど変わらない値です。

河野委員　埋め立てた後も自然界とあまり変わらないレベルということが確認されているということですね。分かりました。

山本委員　一般廃棄物の埋立基準は確か 1 kg 当たり 8000Bq 以下で、30Bq 程度のものを燃やすとおそらく 200 倍くらいに濃縮されるはずで、だから 240Bq 以下が焼却の際の基準になっていると思います。今回は燃やした後の灰をセメントと混ぜ、固化するため、固化した後に 1 kg 当たり 30Bq 程度になっているということですね。

港湾課　そのとおりです。

山本委員　8000Bq という基準は、廃棄物処分場の作業員が 1 年間働き続けて、年間 1 ミリシーベルトを超えない被曝量だったと思うので、30Bq 程度になっていれば全く問題無いということだろうと思います。

林山部会長　ほかよろしいでしょうか。それでは、これまでの議論をまとめさせていただきます。本事業については、事業継続妥当の方向で部会意見をまとめたいと思います。また、これから述べる事項について、付帯意見として明文化するかどうかは、事務局や委員の皆様と相談することになりますが、調書を修正していただければ、あえて意見とする必要は無いということになるかもしれません。

一つは、復興事業費が組み込まれていることを県民が理解できるように、脚注なり説明を調書本体に加えていただきたいということです。

また、可能であれば A 地区、B 地区それぞれの費用対効果分析結果表を調書の附属資料、参考資料になるかと思いますが、添付していただければと思います。これは要望でございます。

次に、がれき処理に対するニーズや放射能問題もあり、パブコメが非常に重要だと思いますので、パブコメを積極的にお使いいただくなり、募集していただきたいと思えます。

最後ですが、放射能基準について、それがほぼ自然界と同等といった表現も含めて、一般の方が理解できるように調書本体に記載していただきたいと思えます。例えば「埋立材は基準をクリアーしており、その基準は 100Bq で、これは自然界一般の数値と変わらなく害はない」というようなことを書いていただければと思います。

これらの記載が不可能であれば、県民が理解しやすい調書の記載方法に変更す

べきということを付帯意見とせざるを得ないと思います。特にこれだけ注目を集め、必要性が高い事業ですので、そこまでの付帯意見とならないよう、調書の記載を工夫していただければよろしいかと思います。

このまとめの方向でいかがでしょうか。はい、ありがとうございます。事務局から委員に対して御質問等ありますか。

企画・評価専門監　ただいまのまとめの中で、パブコメの関係でございますが、この事業については募集期間を昨日までとしておりますので、調書の記載内容という観点でよろしいですか。

林山部会長　分かりました。この事業は県民のみならず、東北地方の方が注目するような事業で、また、中央からも取材に来るかもしれません。そのため、分かりやすく誤解のないように、できる限り調書に手を加えていただければと思います。

修正していただいた調書を、1月18日の部会で確認することになるかと思えます。追加の計算などはありませんので、知恵を使って記載いただければと思います。

それでは、以上で午前中に予定しておりました議事を終了いたします。事務局よりよろしくお願いいたします。

司　会　委員の皆様、大変ありがとうございました。引き続き、午後からは現地調査をお願いしたいと思いますので、早めの昼食をお取りいただきまして、12時30分までに1階正面玄関にお集まりいただきたいと思えます。かなり寒くなっておりますので、外にお出にならずに室内側での集合とさせていただきます。職員がお待ちしておりますのでよろしくお願いいたします。なお、昼食の場所ですが、県庁内には1階にコーヒーショップ、2階に食堂、コンビニエンスストア、18階にはレストランがございますので御利用いただければと思います。また、この会議室につきましては、出発までの時間、休憩に御利用いただいても構いませんが、部屋を出る際は貴重品等は御持参いただくようお願いいたします。

このほか、御不明な点等ございませんでしょうか。それでは、午後もよろしくお願いいたします。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 河野 達仁 印

議事録署名人 千葉 克己 印